

緊急雇用対策の実施について

平成21年3月30日改定
神奈川緊急雇用対策本部

1 雇用機会の確保対策

- ① 労働局長、知事の連名による雇用維持・雇用機会拡大のための要請の実施
- ② 緊急求人開拓の実施
- ③ 面接機会の確保対策の実施(出張相談、就職面接会、管理選考等)
- ④ 福祉人材対策の強化
- ⑤ 雇用の場の確保・拡大
- ⑥ 人材不足分野への就業支援の強化

① 労働局長、知事の連名による雇用維持・雇用機会拡大のための要請の実施

県内の労働保険適用事業所約82,000社に対し、労働局長、知事連名による労働者の雇用維持、雇用機会拡大のための要請文を送付する。

② 緊急求人開拓の実施

県内14所のハローワークにおいて、第一四半期(4月～6月)に5,000人分の求人確保を目標に、緊急の求人開拓を実施する。

③ 面接機会の確保対策の実施

各ハローワークにおいて、大量離職者の発生時における出張相談の実施、面接の機会を確保することを目的とした「就職面接会」、「管理選考」、「呼出紹介」等を実施し、早期再就職の促進を図る。

④ 福祉人材対策の強化

求職者の急増傾向と相反して、急速な高齢化の進展等に伴い、福祉分野におけるマンパワーの確保が喫緊の課題となっており、福祉分野における労働力の需給調整機能の一層の強化を図るため、ハローワーク横浜に福祉人材コーナーを設置する。

⑤ 雇用の場の確保・拡大

国の交付金を財源とした基金を活用し、県及び市町村において各種の雇用・就業機会の創出が見込まれる事業を実施することで、継続的な雇用機会の創出を図る。

⑥ 人材不足分野への就業支援の強化

農林水産業や福祉・介護などの人材不足分野への就業に向けた研修、相談等を実施する。

2 非正規雇用労働者の雇用安定対策等

- ① 派遣元事業主及び派遣先対しての指導
- ② キャリアアップコーナー等の設置
- ③ ジョブ・カード制度の推進
- ④ 有期契約労働者の雇用管理の改善
- ⑤ セーフティネット機能の発揮

① 派遣元事業主及び派遣先対しての指導

労働者派遣契約の解除が行われる場合には、派遣先と連携して派遣労働者の新たな就業機会の確保を図る等、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針及び派遣先が講ずべき措置に関する指針の遵守の徹底について、派遣元事業主及び派遣先に対する指導を実施する。

② キャリアアップコーナー等の設置

非正規労働者の安定就職の支援を目的として、県内主要5所のハローワークにキャリアアップコーナーを新たに設置し、日雇・短期派遣就労者等の相談が多い県内9ヶ所のハローワークに設置している安定就職支援コーナーでの支援と併せて、専門支援員によるマンツーマンのキャリア・コンサルティング等、きめ細かな職業相談を実施して、早期再就職及び安定就労への支援を強化する。

③ ジョブ・カード制度の推進

正社員経験が少なく、これまで職業能力形成の機会に恵まれなかったフリーター等に対し、ジョブ・カード制度による職業能力形成プログラムを実施し、常用雇用への促進を図る。

④ 有期契約労働者の雇用管理の改善

「有期契約労働者の雇用管理の改善に関するガイドライン」に基づき、事業主が講ずべき必要な事項やよりよい雇用管理の実施を図るために配慮することが望ましい項目について、労働局、ハローワーク、労働基準監督署、雇用均等室が連携して、周知・広報や相談を実施する。

⑤ セーフティネット機能の発揮

企業倒産等による離職をはじめとする臨時的かつ緊急的な雇用機会の喪失に際し、未払賃金等の未然防止や早期解決に努めるほか、労使間に混乱が生じないよう関係法令等についての周知啓発を実施するなどにより労働者の生活の安定を図る。

3 雇用の安定対策

- ① 各種助成金制度を活用した雇用維持、労働移動、雇用創出に対する支援
- ② 若年者等正規雇用化特別奨励金等の創設

① 各種助成金制度を活用した雇用維持、労働移動、雇用創出に対する支援

休業等又は出向を行った事業主に対する雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用助成金、再就職援助計画に基づき労働者の再就職を実現する事業主に対する労働移動支援助成金、障害者等の就職困難者を雇い入れた事業主に対する特定求職者雇用開発助成金等の各種助成制度の周知・活用促進を図る。

労働保険に加入する全事業所に対し、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金等の各種助成制度に関するリーフレットを配布しその活用促進を図る。

② 若年者等正規雇用化特別奨励金等の創設

年長フリーター及び内定を取り消された学生等の正規雇用を支援するための若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣先における派遣労働者の直接雇い入れを促進する派遣労働者雇用安定化特別奨励金、及び未経験の介護従事者の確保と定着を支援する介護未経験者確保等助成金が創設されたことから、この制度の積極的な周知を実施する。

4 新規学校卒業者対策

- ① 新規高等学校卒業者の内定取消しに対する事業主指導の強化
- ② 採用内定取消を受けた大学生等への対応
- ③ 内定取消しを受けた生徒に対する新規求人開拓の実施

① 新規高等学校卒業者の内定取消しに対する事業主指導の強化

採用内定取消しを行った事業主の社会的責任をふまえ、各公共職業安定所において、その回避・撤回について事業主に対して強く指導する。

なお、採用内定取消しの内容が厚生労働大臣の定める場合に該当するときは、その内容を公表することにより、学生生徒に情報提供を行う。

② 採用内定取消を受けた大学生等への対応

横浜公共職業安定所 職業相談第6部門に設置している神奈川学生職業相談コーナーの「特別相談窓口」において、採用内定取消しの通知を受けた大学生等に対して適切な相談を実施する。

③ 内定取消しを受けた生徒に対する新規求人開拓の実施

各公共職業安定所は高等学校と密接な連携を図り、速やかに当該生徒を対象とする新規求人開拓を行い、早期に就職が決定するよう最大限の努力を行う。

5 能力開発等による再就職支援対策

- ① 緊急特別職業訓練等の実施
- ② 緊急離職者等再就職活動支援事業の実施

① 緊急特別職業訓練等の実施

現下の雇用情勢を踏まえ、職業技術校の募集定員の増員を図るとともに、雇用機会の早期確保を目的として資格取得のための訓練、特定職種等の訓練等の緊急特別短期訓練の実施、及び不足する介護分野の人材を養成する訓練(ホームヘルパー2級コース)を民間教育機関等に委託して実施することにより、介護分野への就職を希望する求職者に訓練受講機会を提供し、再就職の促進を図る。

② 緊急離職者等再就職活動支援事業の実施

離職を余儀なくされた世帯の主たる生計維持者等の再就職支援のため、セミナー、個別キャリアカウンセリング、職業紹介を一体的に実施するとともに、支援対象者に安定的な就業先を確保するための求人開拓を全県的に行う。

6 その他

- ① 特別相談窓口の設置及び対応
- ② 解雇等により住居を喪失した求職者の県営住宅への期限付き入居の拡大実施
- ③ 住宅あっせんに係る相談、支援の実施
- ④ 就職安定資金融資に係る相談、支援の実施
- ⑤ 「応急生活対策資金」の貸付要件等の大幅緩和

① 特別相談窓口の設置及び対応

労働基準監督署等の総合労働相談コーナーに特別相談窓口を設置し、労働局、ハローワーク、労働基準監督署との連携の下、大量離職が懸念される非正規雇用労働者等の労働問題に関する各種相談及び緊急雇用対策に関する総合的な相談に対応する。

神奈川県各労働センター等において、非正規雇用の労働問題を中心とした「緊急特別労働相談会」を開催する。

② 解雇等により住居を喪失した求職者の県営住宅への期限付き入居の拡大実施

解雇等により住居を喪失した求職者を支援するため、引き続き、県営住宅の期限付き入居(6ヶ月以内)を実施する。

③ 住宅あっせんに係る相談、支援の実施

各ハローワークの「安定就職支援コーナー」等において住宅確保のための相談を行うとともに、廃止決定していない雇用促進住宅等の入居あっせんを行う。

④ 就職安定資金融資に係る相談、支援の実施

各ハローワークの「安定就職支援コーナー」等において住宅入居初期費用、家賃補助費、生活・就職活動費の資金の貸付に係る相談及び金融機関への貸付申請に係る支援を行う。

⑤ 「応急生活対策資金」の貸付要件等の大幅緩和(平成 22 年 3 月 31 日まで)

雇用保険の失業給付が受給できない離職者の生活と再就職の支援のため、神奈川県の実施する労働者生活資金貸付金「応急生活対策資金」の貸付要件等を緊急的に緩和する。